

令和2年12月25日

第104回 神戸市個人情報保護審議会

預貯金等照会電子化サービス利用に伴う
電子計算機の結合について

(行財政局)

神行税収第1064号
令和2年12月22日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

預貯金等照会電子化サービス利用に伴う電子計算機への結合について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

担当：行財政局税務部収税課

預貯金等照会電子化サービス利用に伴う電子計算機の結合について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

【結合する電気通信サービス】

預貯金等照会電子化サービス

【利用情報】

- ・氏名（カナ、漢字、英字）
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・法人名
- ・設立年月日
- ・顧客情報
- ・口座情報
- ・取引履歴情報

預貯金等照会電子化サービス利用に伴う電子計算機の結合について

1 趣 旨

本市では、市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納者に対して、滞納処分の適正な執行のため、国税徴収法第141条に基づき、滞納者の財産状況を把握する調査を行っている。

財産調査においては、現在、滞納者の預貯金等口座情報の確認のため、金融機関へ郵送による文書照会を行っている。

文書照会では、郵送コストの負担が生じ、迅速に回答が得られないことから、市と金融機関を高度なセキュリティ環境で接続する預貯金等照会電子化サービスを導入する。

金融機関への文書による照会を、オンラインによる電子データ照会に替えることで、郵送によるコストの削減、ペーパーレス化の促進及び業務の効率化を目指す。

2 概 要

事務の流れは以下のとおり。

- (1) 権限のある職員が、本市の基幹系端末より電子記録媒体で取り出した個人情報（氏名、住所、生年月日、性別等）を、情報系端末を使って金融機関へ照会する調査依頼データを作成する。
- (2) 情報系端末より、政府・地方公共団体専用のセキュアな閉域ネットワークであるLGWAN（総合行政ネットワーク）を使って、預貯金等照会電子化サービスへの調査依頼データのアップロードを行う。
- (3) 金融機関は、預貯金等照会電子化サービスより調査依頼データのダウンロードを行う。
- (4) 金融機関は、調査回答データを作成し、預貯金等照会電子化サービスへのアップロードを行う。
- (5) 本市において、預貯金等照会電子化サービスにあげられた調査回答データのダウンロードを行い、回答内容を確認し、滞納者の財産状況を把握する。

3 効 果

- ①迅速な滞納処分の適正執行による、公正な市税行政の推進
- ②郵送によるコストの削減、ペーパーレス化の促進及び業務の効率化

4 実施時期

令和3年1月～ サービスの利用開始

5 想定件数

年間約 12,000 件

6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ・端末機の操作にあたっては、ユーザーID 及びパスワード設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ・本市と預貯金等照会電子化サービスとの情報のやりとりについては、政府・地方公共団体専用のセキュアな閉域ネットワークである LGWAN（総合行政ネットワーク）を使って行う。
- ・預貯金等照会電子化サービス（金融機関向け閉域ネットワーク「eB ネットワーク」を含む）については、「神戸市情報セキュリティポリシー」におけるセキュリティレベルが確保できるものを利用する。
- ・預貯金等照会サービス事業者へのアクセスは、管理簿による記録を行う。
- ・預貯金等照会サービス事業者のサーバーは、ファイアウォールの設置により外部からの不正アクセスの防止措置が講じられている。

(2) 運用上の保護

- ・照会する個人情報については、複数の職員で確認を行ったうえ決定する。
- ・基幹系システムからデータを取り出す職員は、所属長の許可を得た者とし、電子記録媒体から事務処理用端末にデータを移行した後は、電子記録媒体から速やかにデータを消去する。
- ・端末機から預貯金等照会電子化サービスにアクセスする職員は限定的とし、専用の ID、パスワードによりアクセスする。
- ・個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

【参考】

国税徴収法

(質問及び検査)

第一百四十二条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

◆ 事業のフロー

